

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敏樹



公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名 (品名)	供給場所	履行期間	備 考
電力需給(北地区)	航空自衛隊春日基地(北地区)	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	細部は、電力需給契約仕様書による。

2 入 札 方 式 : 一般競争入札

3 入 札 日 時 : 令和6年2月29日 16 時 20 分 ~

4 入 札 場 所 : 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室

5 入 札 参 加 資 格 : (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同
条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。

(3) 次の資格を付与されていること。

ア 資格 全省庁統一資格

イ 年度 令和04・05・06

ウ 種別 物品の販売

エ 地域 九州沖縄

オ 等級 A B C D

(4) 防衛省 防衛装備府長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停
止の要領」に基づき指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は個人的関係のある者であって、当該者と同種の
物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にや
むを得ない事由を防衛省 防衛装備府長官 が認めた場合には、この限りではない。

(7) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者

(8) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格者として、二酸
化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡
及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別途配布する「二酸化炭素排
出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について」の入札適合条件を
満たすこと。

(9) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その
電気は再生可能エネルギー比率30%とすること。

6 保 証 金 : (1) 入札保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金 : 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除

7 入 札 方 法 : (1) 総額による。ただし、入札価格の算定にあたっては、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電賦課
金は考慮しない。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及
び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込
みの金額を入札書に記載すること。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、
くじ引きにより落札者を決定する。

8 入 札 の 無 効 : (1) 第5項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札

9 契 約 書 等 の 作 成 : 有

10 適用する契約条項 : 航空自衛隊標準契約条項 電力需給契約 及び適用契約条項 外

11 契約条項を示す場所 : 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室

12 そ の 他 : (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにその旨を「問い合わせ先」の担当者に連絡をするとともに「資
格審査結果通知書」の写し、「適合証明書」及びこれを証明する書類、特定電源割当計画書を提出す
るものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札
日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送するこ
と。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○〇〇〇〇の入札書在中」と明記するととも
に、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された
金額に100分の5に相当する金額を徴収することとする。

13 問 い 合 わ せ 先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊契約班
担当者 玖須 電話番号 092-581-4091

FAX番号 092-571-5594

入札書

令和 6年 2月 29日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹

申 达 者 住 所

会社名

代表者職位氏名

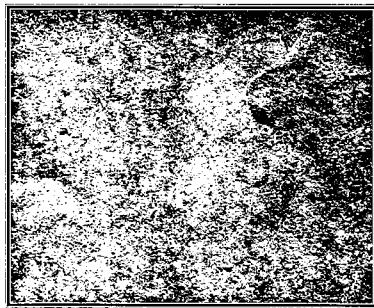
委任状

当社は、を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件名 電力需給(北地区)

代理人使用印鑑



令和6年2月29日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所

会社名

代表者名

電力需給契約仕様書

1 概要

- (1) 供給場所 航空自衛隊春日基地（北地区）
福岡県春日市原町3丁目1番地1号
(2) 業種及び用途 国家事務公務 航空自衛隊

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電設備の総容量、コンデンサー容量及び受電方式

ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
エ 標準周波数 60Hz
オ 受電設備の総容量 5,965kVA
カ コンデンサー容量 250kVA
キ 受電方式 1回線受電

- (2) 契約電力、予定使用電力量及び予定平均力率

ア 契約電力 1,205kW
契約上使用できる電気の最大電力をいい、電力需給用複合計器「30分最大需要電力計」により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。
契約電力算出「北地区」：別紙第1のとおり。
イ 予定使用電力量 4,216,509kWh
月別予定使用電力量「北地区」及び季時別予定使用電力量：別紙第2のとおり。
ウ 予定平均力率は、毎月100%とする。

- (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>

- (4) 履行期間

自令和6年4月1日00:00 至令和7年3月31日24:00

- (5) 電力量の検針

ア 自動検針装置 有り（記録型計量器）
イ 電力会社の検針方法 大口自動検針用伝送端末（遠制回線用）による自動記録
ウ 電力量計構成 變成器付複合計器（時間帯別・精密級）
富士電機メーター株式会社 F P 3 E 1 5 - R 形
屋内耐候形 三相3線式 110V 5A 60Hz
1000 pulses/kW
1000 pulses/kvar
S P : 50000 pulses/kWh
2000 pulses/kWh

(6) 計量器による記録

計量器内での計量値の記録は、原則として、毎月 1 日の午前 0 時に行うものとする。

(7) 供給地点

春日基地（北地区）の構内 1 号柱に設置した開閉器の電源側接続点

(8) 計量地点

春日基地（北地区）の構内に電力会社が設置する V C T（計器用変圧変流器）の電源側接続点

(9) 保安上の責任分界点

供給地点と同じ。

(10) 電気工作物の財産分界点

供給地点と同じ（ただし、計量地点に電力会社が設置した計量装置は電力会社の所有とする。）。

(11) その他

ア フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。

イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、一般送配電事業者（電力会社）及び特定規模電気事業者の定める標準供給条件等による。

ウ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料を、書面により提出するものとする。

契約電力算出「北地区」

1 過去1年間の月別最大需要電力
令和5年度月別実績

月	最大需要電力 (kW)
4月	535
5月	710
6月	922
7月	1,150
8月	1,205
9月	1,114
10月	730
11月	586
12月	842
1月	946
2月	787
3月	715

※ただし、11月～3月までの間は令和4年度の実績とする。

2 令和6年度の契約電力は、令和5年度8月の最大需要電力1,205kWとする。

月別予定使用電力量「北地区」及び季時別予定使用電力量

1 月別予定使用電力量「北地区」

(期間：令和6年4月～令和7年3月)

月	電力量 (kWh)
4月	247,795
5月	262,222
6月	335,186
7月	457,939
8月	539,914
9月	433,466
10月	300,437
11月	265,742
12月	374,738
1月	381,334
2月	328,128
3月	289,608
計	4,216,509

2 季時別予定使用電力量
細部は付紙のとおり。

季時別予定使用電力量

(北地区)
(期間: 令和6年4月～令和7年3月)

	(単位: k Wh)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
夜間時間使用量	106,728	124,983	126,857	191,426	219,197	146,493	136,147	117,041	166,771	182,396	148,173	123,770	1,789,982
昼間時間使用量	141,067	137,239	208,329	204,980	245,002	230,926	164,290	148,701	207,967	198,938	179,955	165,838	2,233,232
ピーク時間使用量	0	0	61,533	75,715	56,047	0	0	0	0	0	0	0	193,295
使用量合計	247,795	262,222	335,186	457,939	539,914	433,466	300,437	265,742	374,738	381,334	328,128	289,608	4,216,509

※ 夜間時間使用量 ピーク時間および昼間時間以外の時間で使用する電力量をいう（（休日等）を含む。）。

星間時間使用量 毎日午前8時から午後10時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、ピーク時間および以下の（休日等）に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

ピーク時間使用量 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間で使用する電力量をいう。ただし、以下の（休日等）に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

(休日等) 日曜日、「国民の祝日にに関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

(季節区分) 夏季：毎年7月1日から9月30日までの期間

令和6年1月17日

入札参加希望者 各位

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件の提示について
(依頼)

標記について、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく入札参加条件等について、下記のとおり提示しますので、条件等をお読みの上、入札参加を希望される場合は、別添の「適合証明書」に所要の事項を記入の上、公告に示した期日までに西部航空警戒管制団会計隊契約班まで提出して下さい。

記

1 条 件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

配点表（九州電力送配電管内）

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

配点表（四国電力送配電管内）

要素	区分	配点
① 令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0. 000以上 0. 425未満	70
	0. 425以上 0. 450未満	65
	0. 450以上 0. 475未満	60
	0. 475以上 0. 500未満	55
	0. 500以上 0. 525未満	50
	0. 525以上 0. 550未満	45
	0. 550以上 0. 575未満	40
	0. 575以上 0. 600未満	35
	0. 600以上	0
	0. 675%以上	10
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0%超 0. 675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8. 00 %以上	20
	5. 00 %以上 8. 00%未満	15
	2. 50 %以上 5. 00%未満	10
	0 %超 2. 50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定期間（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

2 契約期間内における努力等

- (1) 契約相手方は、契約期間の1年間についても、前項第1号の配点表の評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 前項第1号の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間終了後、可能な限り速やかに前項第1号の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 入札の無効

入札心得に定める場合及び第1項に定める条件に満たない者の入札は、無効とする。

各用語の定義

用語	定義
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を令和3年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値</p> $\text{(算定方式)} \text{ 令和3年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 (2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した後に揚げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場等の廃熱又は排煙 (2) 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） (3) 高炉ガス又は副生ガス <p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式による。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)}}{\text{(7)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> ① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)） ② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端 (kWh)） ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

	<p>⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。）</p> <p>⑦ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑦)には、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用料抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

適合証明書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 村上 敬樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名印

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ	②パンフレット
④その他 ()	③チラシ

2 令和3年度の状況

項目	自社の基準値	点数
① 令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	取組の有無	点数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

- 注1) 第1項の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。
- 注2) 第2項の「自社の基準値」、「点数」には、用語の定義により算出した値を記載すること。
- 注3) 第1項の開示方法(又は事業開始日及び開示予定期)を明示し、かつ、第2項の合計点数が70点以上となつた者を本案件の入札適合者とする。
- 注4) 第1項及び第2項の条件を満たすことを示す書類を添付すること。